

# 情報公開委員会の設置について

平成17年10月1日  
17(達)第8号  
(最終改正) 令和6年3月28日  
令05(達)第50号

## (目的)

第1条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)における情報公開の適正かつ円滑な運用に資するため、情報公開委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、審議又は検討を行い、理事長に意見具申することができる。

- (1) 情報公開に関する重要事項
- (2) 情報公開法施行状況の確認
- (3) その他委員長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (検討部会)

第5条 委員長は、第2条第1号の検討を行うに当たり、検討部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

- 2 部会は、委員若干名をもって組織される。
- 3 部会長は、部会委員のうちから委員長が指名する。

## (任期)

第6条 委員長、委員及び部会委員の任期は、3事業年度内の期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員長、委員及び部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員会及び部会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、原則として公開で行うものとする。ただし、委員の過半数が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会は、原則として非公開で行うものとする。
- 6 委員長又は部会長は、審議、検討案件に係る意見又は説明を求めるため、必要な場合は、機構役職員又は外部の者を、委員会又は部会に参加させることができる。

## (議事要旨の公表)

第8条 委員会及び検討部会の議事要旨は、インターネット等により公表するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会及び部会の庶務は、総務部法務課が行う。

(補足)

第11条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総務部長が別に定めることができる。

附 則

この達は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日 26（達）第115号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日 令01（達）第35号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日 令02（達）第48号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日 令05（達）第50号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。